

# しまうら観光クリエーター（島浦町地域おこし協力隊）募集要項

## 1. 募集概要

南国宮崎の日向灘に浮かぶ延岡市の離島「島野浦島（しまのうらしま）」に眠る魅力を発掘して、島野浦島を訪れてみたいと思えるコンテンツの造成やイベントの企画・運営を行い、島外からの交流人口を増やすきっかけづくりを通して島野浦島の活性化に取り組む地域おこし協力隊「しまうら観光クリエーター」を1名募集します。

島での活動は、令和7年4月から島で活動している地域おこし協力隊員や集落支援員などとも一緒に連携して取り組んでいただきます。

## 2. 活動地域とその魅力・課題

活動地域：島野浦島（宮崎県延岡市島浦町） 勤務場所：延岡市役所島浦支所

延岡市の島野浦島は、日向灘に位置する周囲15.5km、人口620人ほどの本市唯一の有人離島であり、「イワシの舞う島」と呼ばれたほど、昔から網漁が盛んな地域です。

また、日豊海岸国定公園内にある大小の岩礁や海食トンネルなどが織りなす魅力的な景観に加え、海中には世界最大の群落規模を誇るオオスリバチサンゴをはじめ、数百種類のテーブルサンゴが群生し、人気のダイビングスポットとなっているなど、豊富な観光資源も有しています。

しかしながら、近年、急速な人口減少・少子高齢化の進展や産業の衰退などの課題に直面していることから、市は、「島業」推進協議会や特定非営利活動法人しまうら未来開発プロジェクトと連携しながら、島の振興に取り組むとともに、令和7年4月から地域おこし協力隊1名を採用し、島の情報発信などの活動を通して、島野浦島の認知度向上に取り組んでいます。

### 『「島業」推進協議会』とは

島浦町の区長や漁業の関係者、学識経験者等により構成され、島野浦島の活性化に関する施策等について協議・検討を行う協議会。

### 『NPO法人しまうら未来開発プロジェクト』とは

令和6年5月に島内の若手漁師等が立ち上げた、観光事業で島の活性化に取り組むNPO法人。

同年9月に島内初の観光案内所をオープンしたほか、令和7年には、グリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走行する電動車）を活用した島内の移動手段の確保に向けた実証実験を行い、今後の実装を目指しながら、地域内外の人々の交流促進に取り組んでいる。

魅 力	課 題
<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の主要産業である漁業や水産加工業</li><li>・鯛茶漬け（日向めし）をはじめとする郷土料理</li><li>・『しま山100選』に選ばれた遠見場山</li><li>・世界最大の群落規模のオオスリバチサンゴや熱帯魚が群れ泳ぐダイビングスポット</li><li>・釣り、シーカヤック、周遊クルージング等の体験型コンテンツ</li><li>・『島の宝100景』に選ばれた島野浦神社秋季大祭</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・急速な人口減少と少子高齢化</li><li>・担い手の高齢化や人材不足による地域産業の衰退</li><li>・来島者（観光客等）の受入環境整備</li><li>・島の魅力の発信</li><li>・観光資源の磨き上げ</li><li>・活性化に資する新たな事業の創出</li></ul>

### 3. 業務概要

まずは島のことを知り、島民に知ってもらうことから始めながら、下記活動に取り組んでいただきます。

#### (1) メイン活動

- ① 地域資源（海、山、食など）の魅力発掘及び磨き上げ
- ② 観光コンテンツやイベントの造成
- ③ 島内散策のガイド

#### (2) サブ活動

- ① 島内行事への参加や地域団体（「島業」推進協議会、NPO法人しまうら未来開発プロジェクトなど）への協力などのまちづくり支援
- ② SNS等を活用した島の情報発信
- ③ 定住に向けた就業・起業に必要な技術・知識の習得

#### (3) その他、市長が必要と認める活動

### 4. 募集人員

しまうら観光クリエーター（地域おこし協力隊員）1名

※地域おこし協力隊員になる前に、2か月間、実際に上記活動を行う「地域おこし協力隊インターン」を希望することも可能です。

### 5. 応募条件

以下の全ての項目に該当する方 ※地域おこし協力隊インターの場合、ウ及びオは非該当でも可。

ア 年齢が18歳以上の方（大学生等を除く。）（男女不問）

イ 応募時点で延岡市以外の都市地域に在住している方、又は、延岡市以外で地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解嘱後1年以内の方

※都市地域とは、過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域をいいます。

ウ 任用後、活動地域に住民登録を移して居住できる方

エ 延岡市の過疎地域等の活性化に意欲があり、心身ともに健康で、地域住民とともに積極的な活動ができる方

オ 隊員の任期終了後に延岡市内に定住し、起業又は就業する意欲のある方

カ 普通自動車免許を有している方

キ パソコンやスマートフォンを使用でき、ワード・エクセル・SNS等を活用できる方

ク 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

#### <地方公務員法>

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6. 活動時間等

### (1) 活動時間等

1日当たり7時間45分(8:30～17:15 ※12:00～13:00は休憩時間)、週4日(木・土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)勤務を基本とします。

※夜間や休日に活動する場合もあります。また、1日の時間数や週の日数は、ご相談可能です。

### (2) 有給休暇等

市の条例・規則に基づき、一定の要件を満たした場合に付与されます。

## 7. 任用形態、任用期間、服務等

### (1) 任用形態

市の会計年度任用職員(パートタイム)として任用します。

### (2) 任用期間等

任用日は、令和8年4月1日を予定しています。※現在の就職状況等を踏まえて、ご相談可能です。

任用期間は、任用日から令和9年3月31日までとします。ただし、任用日から最長3年間(36か月)まで年度ごとに更新することができますが、市にて判断の上、一定の手続きを経てから更新を行うこととします。

また、任用日から約1か月間は研修期間とし、市の職員である地域おこし協力隊として必要な知識や構えをはじめ、延岡市について広く学んでいただくための研修を行います。

#### 「地域おこし協力隊インターン」を希望される場合

任用期間は、任用日から2か月間とします。任期終了後に「地域おこし協力隊員」として任用を希望する場合、本要項と同様の募集及び選考を再度行います。

また、任用日から約1週間は研修期間とします。

### (3) 条件付き任用等

地方公務員法の規定に基づき、任用は条件付きとし、任用後原則1か月を良好な成績で活動した後に正式任用となります。また、一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止などの服務上の規定が適用されますので、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 8. 報酬等

### (1) 基本報酬(給料)

前職の職務経験に応じて、日額11,652円～12,171円の範囲内で支給します。

### (2) 諸手当

別途、市の条例・規則に基づき、時間外勤務手当や通勤手当、期末勤勉手当(6月及び12月)を支給します。

### (3) 支給日

毎月の基本報酬等は翌月15日、期末勤勉手当は6月30日及び12月10日に支給します。

#### 【支給金額(社会保険料や所得税等の控除前)の目安】

- ・**基本報酬**：月額 約19～20万円 ※月16日(4日/週×4週)※7時間45分/日)勤務した場合
- ・**期末勤勉手当**：年額 約87～91万円 ※6月及び12月の計4.65か月分/年

## 9. 福利厚生等

### (1) 社会保険

健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。

※「地域おこし協力隊インターーン」の場合は、雇用保険のみ加入します。

### (2) 住居

島内の市営住宅に居住していただきます。

※市が手続きを行いますが、家賃は一部（2割：約3,000円/月）負担していただきます。また、引っ越しに係る費用や生活費（食費、光熱水費等）は、全額自己負担となります。

### (3) 備品等

活動に必要な車両（軽自動車）、パソコン及び携帯電話（スマートフォン）は、市が用意します。

※車両は、私生活では使用できませんので、自家用車等をご用意ください。なお、自家用車の駐車場は、市が本土側に用意します。

### (4) その他（支援制度等）

定住に向けた起業等に必要な知識・技術を習得するための研修参加費用は、予算の範囲内で市が負担します。また、退任後の起業等を支援する補助制度もあります。

### 退任後の起業や就職のビジョン（案）

退任後の明確なビジョンをお持ちの方は、そのビジョンの達成に向けて任期中から準備を始めていただきたいと思いますが、そうでない方も、例えば下記のような起業等により、引き続き島野浦島に定住してみてはいかがでしょうか。

・隊員の任期中に造成した観光コンテンツなどを活用して、観光ガイドとして活躍！

※ガイドに必要な資格の取得や設備の購入に、起業等を支援する補助制度を活用

・島野浦島の課題解決と活性化に貢献する「集落支援員」として活躍！

※集落支援員とは、地域の実情に詳しく、行政との連携にも精通している人材を市が委嘱して、当該地域の課題解決と活性化を図るための活動を行う者

その他、活動に必要なものは、必要性を考慮して、予算の範囲内で市が負担します。

## 10. 応募手続

### (1) 応募受付期間

令和7年12月26日（金）から令和8年2月27日（金）（消印有効）まで郵送で受け付けます。

※提出された書類は、返却いたしません。

### (2) 提出書類

① 応募用紙（市ホームページからダウンロード可。）

② 履歴書（市販のものをご使用ください。）

③ 住民票（応募時点における住所地のもので世帯全員分の写し。本籍、個人番号は記載不要）

### (3) 提出先

「12. 問い合わせ先」に同じ

### (4) 現地視察

現地視察を希望される場合は、事前に「12. 問い合わせ先」の担当者までご連絡ください。

※現地視察の参加に要する費用（宿泊費）について、一部補助があります。

## 11. 選考方法

### (1) 第一次選考

「10. 応募手続」(2) の提出書類を基に書類審査を行います。

選考結果については、応募者全員に文書で通知します。なお、合格者については、第二次選考に関する詳細も併せてお知らせします。

### (2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に延岡市にて面接試験を行います。

**※面接試験の参加に要する旅費（交通費及び宿泊費）について、一部補助があります。**

選考結果については、第二次選考参加者全員に文書で通知します。

## 12. 問い合わせ先

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 企画部 地域・離島・交通政策課 担当者 野村

TEL : 0982-22-7039 (直通) FAX : 0982-22-7090 E-mail : [k-anzen@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:k-anzen@city.nobeoka.miyazaki.jp)